2025年1月30日

(電子提供措置開始日:2025年1月23日)

株主各位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号株式会社シーラテクノロジーズ 代表取締役会長グループ執行役員CEO 杉本宏之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり臨時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご 通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://syla-tech.jp/ir



なお、当日ご出席されない場合は、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。 各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書 類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に 従って 2025 年 2 月 13 日 (木曜日) 午後 7 時 (日本時間) までに議決権を行使してくだ さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2025年2月14日(金曜日)午後14時00分(日本時間)
- 2.場 所 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエア7階 当社会議室
- 3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 当社と株式会社クミカとの株式交換契約承認の件

第2号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年2月13日(木曜日)午後7時(日本時間)までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社クミカとの株式交換契約承認の件

当社は 2024 年 12 月 2 日開催の取締役会において、株式会社クミカ(以下「クミカ」といいます。) との経営統合(以下「本経営統合」といいます。) を実施し、クミカを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。) を実施することを決議し、両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。) を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案をご承認いただきますと、当社の米国預託証券 (American Depositary Shares) (以下「当社 ADS」といいます。100 当社 ADS が当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) 1株を表章します。) は、本株式交換の効力発生日 (2025 年 6 月 1 日 (予定)) に先立ち、米国ナスダック市場において、2025 年 5 月 29 日 (米国時間) 付で上場廃止 (最終売買日は 2025 年 5 月 28 日 (米国時間)) となる予定です。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容等、その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

クミカは埼玉県を中心にファミリーマンションの開発・分譲事業を運営しており、特に「ベルドゥムール」、「ベルジューレ」は「ものづくり」の技術を最大限に活かし、品質・環境に配慮しているため、高いブランド力を保有しております。また、クミカは地域重視で 40 年にわたる分譲マンションの開発を通じた独自の想像力、ローコストビジネスモデルを駆使し、「ものづくり」の会社として開発事業及び建築、不動産事業を中心に事業構築を行っております。

他方、当社は「世界中の不動産投資を民主化する。人生100年時代をテクノロジーと資産運用で豊かに。」をミッションに掲げ、資産運用プラットフォーム「利回りくん」を中心としたプロップテック事業、利回りくん AI の開発・運営や、SYFORME シリーズをはじめとする不動産開発事業を行っております。

昨今における我々を取り巻く外部環境の変化は激しく、「脱炭素化」「労働生産人口の減少」「テクノロジーの進歩」「都市化」「建設コストの急激な高騰」「市場金利の上昇」といった長期的に経済の動向を左右する潮流の動きが加速しております。このような外部環境の変化に伴い、不動産業界も従来型のビジネスモデルの転換や、急速な市場の変化に対応していくことが求められており、旧来型の不動産開発においても、より効率的な開発プロセス、少人数でのプロジェクト運営、タイムリーな情報共有とその活用、人材の相互活用等が重要な課題となっております。そうした環境の中で、両社は、2024年1月23日に資本業務提携契約を締結し、それぞれの強みとノウハウを活かし合い、互いのビジネスモデルを補完することで、事業シナジーの創出を目指して参りました。具体的には、同年4月に、クミカ及び当社の共同プロジェクトの推進及び当社が有するマンション開発のノウハウ共有を目的として、当社の100%子会社である株式会社シーラによる第三者割当増資をクミカが引き受け、協業を進めてきました。さらに、同年8月にはクミカの資金調達及び財務基盤強化の観点から、クミカによる第三者割当増

資を当社が引き受けることで一層の関係強化を模索してきました。

実際にクミカと当社との協業においては、両社での「混合型レジデンス」(1棟でファミリー向けとシングル向けの間取りを共存・混合)、「シニアテックマンション」(介護×IoT シニアテックマンション)などの新商品の開発の検討を進めて参りました。また、それらにとどまらず、当社によるクミカへの経営管理業務及び情報システム業務等のオペレーション支援や、財務的な支援を行う等、幅広い協業が行われてきておりますが、急激な円安の進行による仕入原価の高騰等を背景とした外部環境の変化によりクミカの経営基盤及びクミカを取り巻く経営環境は著しく不安定で厳しい状況に置かれており、現在の協業の枠組みではこれ以上のシナジーの実現が見込めず、直近においてもクミカの業績が低迷する状況が続いております。具体的には、2024年5月期のクミカの売上は対前年比約36%減の約48億円、営業利益は対前年比約73%減の約3億円となり、また、今期2025年5月期末予想も下方修正を繰り返し、売上は約47億円、営業利益は約1.4億円となり、昨年度と比べさらに減額となる見込みです。

当社は、上記クミカの業績状況や、クミカの事業運営の多くが当社に依拠している現状を踏まえ、クミカの経営基盤をさらに安定化させ、クミカとともに成長戦略を描いていくために、両社の経営統合が不可欠であると認識するに至り、当社社内でクミカとの経営統合に関する議論を重ねてきました。当社は、当該議論を重ねる中で、クミカを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実行することにより、両社の経営資源を一体化することで効率的な運営体制を構築し、グループ全体の収益力向上及び企業体質強化を目的とした環境に左右されない経営基盤を確立できると考えるに至り、本株式交換の検討を進めました。具体的には、両社が日本で事業を展開しているという事業特性上、統合するにあたっては両社の上場証券のうちいずれを上場廃止することが最適かという観点や、統合後のより機動的な成長戦略の実現、及び、クミカの少数株主の皆様及び当社の株主の皆様の利益への影響等の観点を総合的に検討した結果、当社を株式交換により完全子会社化し、グループ全体の組織体制の最適化、人員の適正化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、グループ全体での最適な財務戦略の実現等、さらに踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善であるとの結論に至り、2024年9月18日に、当社からクミカに対して本株式交換の提案を行いました。

クミカは、当社から上記提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始いたしました。また、本株式交換の具体的な検討を開始するに際し、当社がクミカの主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社であること、またクミカが当社から取締役2名の派遣を受けていることから、当社との構造的な利益相反のおそれを排除し、当社及びクミカから独立した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対するクミカ取締役会における意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、クミカ取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、クミカは、2024年9月24日に、主要株主である筆頭株主でありその他の関係会社である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。当該体制のもと、当社からの提案について慎重に検討した結果、クミカは、本株式交換により、グループ全体の組織体制を最適化することで、従来以上に両社グループの連携を緊密化して経営判断の迅速化を図ることが可

能となり、また、両社グループの有する人材、資産、技術、ノウハウ等の経営資源をより一層活用し、グループ全体での最適な財務戦略を実現することにより、新たな事業機会の創出を可能とし、ひいては両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現することが可能となるため、本株式交換はクミカの企業価値向上に資するとの認識に至りました。

以上の各社における検討を踏まえた結果、クミカ及び当社は、大きな環境変化に柔軟に適応し、先進的な不動産ビジネスの領域をさらに開拓し、両社がスピードを伴い高いレベルでのビジネスを実現し、一層の事業基盤の拡大・財務基盤の強化を行っていくためには、本経営統合により、統一されたビジョン・理念のもと、両社が一つのチームとして事業を推進することが必要であるとの認識で一致し、より両社がコミットした形で、密接な協力関係及び資本関係を構築するべく両社を早期に経営統合することが必要であるとの結論に至り、本株式交換契約の締結に至りました。

クミカの不動産開発事業・建築事業・不動産販売事業は、取引先とのネットワークや地域密着型のサービスを強みとし、また当社の不動産事業・クラウドファンディング事業は、不動産クラウドファンディングを活用した調達及びファンディングや、AI やビックデータを活用した仕入・販売などテクノロジー面を強みとしており、今後、本経営統合を行うことで、それぞれの事業において、相互の強みを生かしたシナジーの実現を加速化していきます。併せて、グループ全体の組織体制の最適化、人員の適正化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、グループ全体での最適な財務戦略の実行などを通じて、両社の経営資源を一体化することで効率的な運営体制を構築し、グループ全体の収益力向上及び企業体質強化を目的として、環境に左右されない経営基盤作りを目指して参ります。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

株式会社クミカ(以下「クミカ」という。)及び株式会社シーラテクノロジーズ(以下「シーラ」という。)は、2024年12月2日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

クミカ及びシーラは、本契約の定めるところに従い、クミカを株式交換完全親会社とし、シーラを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、クミカは、シーラの発行済株式の全部を取得する。

第2条 (商号及び住所)

クミカ及びシーラの商号及び住所は次のとおりとする。

(1) クミカ (株式交換完全親会社)

商号:株式会社クミカ

住所:埼玉県草加市金明町389番地1

(2) シーラ (株式交換完全子会社)

商号:株式会社シーラテクノロジーズ

住所:東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

- 1. クミカは、本件株式交換に際して、シーラの株主に対して、シーラの株式に代わる金銭等として、本件株式交換の効力が生ずる直前時(以下「基準時」という。)のシーラの株主名簿に記載または記録された株主(ただし、第8条に基づくシーラの自己株式の消却後の株主をいい、クミカを除く。以下本条において同じ。)が保有するシーラの株式数の合計数に110を乗じて得た数のクミカの株式を交付する。
- 2. 前項の対価の割当てについては、基準時のシーラの株主名簿に記載または記録された各株主 に対し、その保有するシーラの株式数に 110 を乗じて得た数のクミカの株式を割り当てる。

第4条 (株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項)

- 1. クミカは、本件株式交換に際して、基準時における別紙1「シーラの新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定するシーラの各新株予約権に係る新株予約権者に対して、その有するシーラの各新株予約権に代わる新株予約権として、それぞれ、シーラの各新株予約権の総数に別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数を乗じた数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類のクミカの各新株予約権(以下「対価新株予約権。と総称する。)を交付する。
- 2. 対価新株予約権の割当てについては、基準時における別紙1「シーラの新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定するシーラの各新株予約権に係る各新株予約権者に対し、その保有する当該各新株予約権1個につき、それぞれ、別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類のクミカの各対価新株予約権を割り当てる。

第5条 (クミカの資本金及び準備金の額に関する事項)

本件株式交換に際して増加するクミカの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の 規定に従いクミカが別途適当に定める金額とする。

第6条 (効力発生日)

本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2025年6月1日

とする。ただし、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、クミカ及びシーラは協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (株主総会の承認)

クミカ及びシーラは、2025年2月14日またはクミカ及びシーラが別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、クミカ及びシーラは協議の上、本条に定める手続を変更することができる。

第8条 (シーラの自己株式の消却)

シーラは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時にシーラが保有する自己株式(会社法第785条の規定に基づくシーラの株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を基準時において消却する。

第9条 (善管注意義務)

クミカ及びシーラは、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ通常の業務執行の方法・範囲で自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為または本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、あらかじめクミカ及びシーラは協議し合意の上、これを行う。

第10条 (剰余金の処分)

- 1. クミカは、本契約締結後、2024年11月30日時点のクミカの株主に対し、1株につき2円を上限として行う剰余金の配当、及び、2025年5月31日時点のクミカの株主に対し、1株につき2円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
- 2. シーラは、本契約締結後、2024 年 12 月 31 日時点のシーラの株主に対し、1 株につき 450 円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第11条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由によりクミカまたはシーラのいずれかの財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本件株式交

換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明または発生した場合には、クミカ及びシーラは協議 し合意の上、本契約を変更しまたは解除することができる。

第12条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までの間に、第7条に定めるクミカまたはシーラの株主総会の承認 が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までの間に、国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁 に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合
- (3) 前条の規定に基づいて本契約が解除された場合

第13条 (準拠法及び管轄)

- 1. 本契約は、日本法に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。
- 2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、クミカ 及びシーラ協議の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、クミカ及びシーラは本書2通を作成し、記名押印または署名の上、各1通を保有する。

2024年12月2日

クミカ 株式会社クミカ 代表取締役 飯島 弘徳 (印)

シーラ 株式会社シーラテクノロジーズ 代表取締役 湯藤 善行 (印)

対価新株予約権の内容

シーラの新株予約権者が保有する 新株予約権の種類	対価新株予約権の種類	対価新株予約権 の数
第1回新株予約権(別紙1-1-1)	第1回新株予約権(別紙1-1-2)	1
第4回新株予約権(別紙1-2-1)	第2回新株予約権(別紙1-2-2)	1
第5回新株予約権(別紙1-3-1)	第3回新株予約権(別紙1-3-2)	1
第6回新株予約権(別紙1-4-1)	第4回新株予約権(別紙1-4-2)	1
第7回新株予約権(別紙1-5-1)	第5回新株予約権(別紙1-5-2)	1
第8回新株予約権(別紙1-6-1)	第6回新株予約権(別紙1-6-2)	1
第9回新株予約権(別紙1-7-1)	第7回新株予約権(別紙1-7-2)	1
第10回新株予約権(別紙1-8-1)	第8回新株予約権(別紙1-8-2)	1

別紙 1-1-1

株式会社シーラテクノロジーズ第1回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 13200 株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は 当社普通株式100株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において末行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の 行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金8,000円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

 また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

 開整後
 調整前
 株式数
 特価

 特価額
 大使価額
 大学行株式数×1株当たり払込金額

 株式数
 時価

 大学行株式数
 大学行株式数

 大学行株式数
 大学行株式数

 大学行株式数
 大学行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日(平成 26 年 5 月 23 日)から 2 年を経過した日の翌日から令和 9 年 4 月 30 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、 監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任また は定年退職による場合を除く)、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権 の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の 議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めた ときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得するこ

とができる。

(3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新 株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-1-2

株式会社シーラホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金73円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満

の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年4月30日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役 (監査等委員である取締役を含む。)、執行役員または従業員の地位にあることを条件 とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役または従業員の地位を失った場合(ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。)であって、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

- 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
- 10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-2-1

株式会社シーラテクノロジーズ第4回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 200 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において末行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の 行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金11,600円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

 開整後
 調整前
 株式数
 特価

 一
 一

 一
 時価

 行使価額
 大砂価額

 一
 一

 一
 一

 一
 一

 下発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行をした日の翌日から平成39年5月31日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、 監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任また は定年退職による場合を除く)、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権 の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新 株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

- 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
- 10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-2-2

株式会社シーラホールディングス第2回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う

場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金106円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満 の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

				既発行	_	新規発行株式数×1株当たり払込金額
調整後	_	調整前	~	株式数	1	時価
行使価額	_	行使価額	^			既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年5月31日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役 (監査等委員である取締役を含む。)、執行役員または従業員の地位にあることを条件 とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に

従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。)、当社取締役会は一定の日を定め、当社はかかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-3-1

株式会社シーラテクノロジーズ第5回新株予約権

1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 28300 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の 行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金8,000円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年10月1日から令和9年4月30日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額等

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

- 7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役、 監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任また は定年退職による場合を除く)、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権 の全部または一部を無償にて取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役が判断した時は、当社取締役が別途定める日に、当社は、かかる者の新 株予約権を無償にて取得することができる。
- 8. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-3-2

株式会社シーラホールディングス第3回新株予約権

1. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式11,000株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、

当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金73円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満 の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

				既発行	 新規発行株式数×1株当たり払込金額
調整後		調整前	\ <u>/</u>	株式数	 時価
行使価額	_	行使価額	^		既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2027年4月30日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時においても当社または当社の子会社、関連会社の取締役 (監査等委員である取締役を含む。)、執行役員または従業員の地位にあることを条件 とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額等

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるも のとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が、当社または当社の子会社、関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役または従業員の地位を失った場合には(ただし、任期満了による退任または定年退職による場合を除く。)、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 端数の取扱い

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

株式会社シーラテクノロジーズ第6回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 415 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を 行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の 行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金33,320円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日(平成30年3月26日)から2年を経過した日から平

成 40 年 2 月 28 日まで。ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続に基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役会が判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者 の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

- 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
- 10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-4-2

株式会社シーラホールディングス第4回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式110株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金303円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満 の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により

調整されるものとする。

 既発行
 新規発行株式数×1 株当たり払込金額

 #
 +

 調整後
 調整前
 株式数

 =
 ×

 行使価額
 で発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2028年2月 28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本項に定める手続に基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

(1) 新株予約権者が、死亡した場合には、当社取締役会は一定の日を定め、当社はかかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-5-1

株式会社シーラテクノロジーズ第7回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 810 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。) は当社普通株式1株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を 行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の

行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額(以下「行使価額」という。) に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金45,140円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。



上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日から2年を経過した日から令和12年7月31日まで。 ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続に基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端 数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れる ものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役会が判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者 の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-5-2

株式会社シーラホールディングス第5回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式110株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金411円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満 の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

		既発行	新規発行株式数×1 株当たり払込金額
調整後	調整前	株式数	
一 行使価額	行使価額		

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2030年7月31日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本項に定める手続に基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は、新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が、死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予 約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。
- (3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、当社を完全子会社とする新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-6-1

株式会社シーラテクノロジーズ第8回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 50 株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を 行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についての み行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるもの とする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の 行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金48,060円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

 既発行
 新規発行株式数×1 株当たり払込金額

 調整後
 講整前
 株式数
 時価

 行使価額
 で発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価

額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、 合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行を決議した日から2年を経過した日から令和13年7月31日まで。 ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本条に定める手続に基づき、本新株予約権を行使できる。ただし、本新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。本新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡につき当会社の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会等で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会等で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当 社取締役会か判断した時は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者 の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

- 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
- 10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-6-2

株式会社シーラホールディングス第6回新株予約権

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式110株とする。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

新株予約権の割当日後、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金437円とする。

ただし、行使価額は、以下の場合に調整されるものとし、調整により生じる1円未満 の端数は切り上げる。

(1) 株式分割または株式併合

当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>l</u> 分割・併合の比率

(2) 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分等を行う場合

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとする。

既発行 新規発行株式数×1株当たり払込金額

行使価額 行使価額

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 合併等

当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月1日から2031年7月31日まで。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、相続開始後1年内に限り、その相続人は、本項に定める手続に基づき、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者の相続人は、1個の新株予約権を分割して相続することはできない。なお、新株予約権者が新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。新株予約権者の相続人が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続することはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分につき当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が死亡した場合には、当社は一定の日を定め、かかる者の新株予約権の全部または一部を無償にて取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または 当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議 案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたと きは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得すること ができる。

(3) 新株予約権者に新株予約権を行使させることが適切ではないと当社取締役会か判断したときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は、かかる者の新株予約権を無償にて取得することができる。

8. 組織再編を実施する際の新株予約権の交付

当社は、当社株主総会及び取締役会の決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

- 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数は切り捨てる。
- 10. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以上

別紙 1-7-1

株式会社シーラテクノロジーズ第9回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1株とする。

但し、当社普通株式が外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に最初に上場される場合、付与株式数は当該上場日(以下「本上場日」という。)の前日における当社普通株式の発行済株式総数(潜在株式を含む。以下「本株式総数」という。)に 2%を乗じた株式数を 5771 で除した数とする。この場合において 1 株未満の端数が生じる場合には、小数点第 2 位以下を切り捨てた数とし、行使された本新株予約権の個数に付与株式数を乗じた株式の数に 1 株未満の端数が生じる場合には、小数点第 1 位以下を切り捨てた数とする。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第1位以下を切り捨てる。)。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額 の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、 当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本項における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、0.01 米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を日本円に換算する前の米ドルにて調整し、調整による0.01米ドル未満の端数は切り上げた額を行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、かかる発行又は処分の払込期日(払込期間が設定されている場合はその末日)を適用日として、かかる発行又は処分に係る払込金額又は処分価額をもって調整後行使価額とする。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、本上場日(令和4年12月20日)から10年間とする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権を以下の①乃至⑤に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める個数を限度として行使することができる。

- ① 本上場日から起算して1年間:本新株予約権の行使により付与される株式数が 本株式総数に0.4%を乗じた株式数に達する個数
- ② 本上場日の1年後の応当日から起算して1年間:本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に0.8%を乗じた株式数に達する個数
- ③ 本上場日の2年後の応当日から起算して1年間:本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に1.2%を乗じた株式数に達する個数
- ④ 本上場日の3年後の応当日から起算して1年間:本新株予約権の行使により付与される株式数が本株式総数に1.6%を乗じた株式数に達する個数
- ⑤ 本上場日の4年後の応当日以降:新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の 総数
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使 価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の 株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い 日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記 4.に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。
- 8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

別紙 1-7-2

株式会社シーラホールディングス第7回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式 99 株とする。ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、金 0.00009 米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、 次の算式により行使価額を日本円に換算する前の米ドルにて調整し、調整による 0.00001 米ドル未満の端数は切り上げた額を行使する日における為替レートで日本円に 換算した額とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき行使価額を下回る価額で新株の 発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株 式の処分、当社の発行した取得条項付株式又は取得請求権付株式の取得と引き換えにする当社普通株式の交付並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、かかる発行又は処分の払込期日(払込期間が設定されている場合はその末日)を適用日として、かかる発行又は処分に係る払込金額又は処分価額をもって調整後行使価額とする。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2025年6月1日から2033年3月30日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権を以下の①乃至③に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該規定に定める個数を限度として行使することができる。

- ① 2025年6月1日から2026年3月30日まで:新株予約権者が保有する本新株予 約権の数の60%まで
- ② 2026年3月31日から2027年3月30日まで:新株予約権者が保有する本新株 予約権の数の80%まで
- ③ 2027年3月31日以降:新株予約権者が保有する本新株予約権の総数
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得等の制限

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限

るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使

価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の 株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い 日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準 備金に関する事項 上記 5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編 対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承 認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記 4.に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。
- 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 8. 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

別紙 1-8-1

株式会社シーラテクノロジーズ第10回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予 約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。) は当社普通株式 1 株とす る。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無 償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、付与 株式数は、次の算式により調整する(調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第1 位以下を切り捨てる。)。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額 の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、 当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本項における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、10米ドルとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、 次の算式により行使価額を調整し、調整による 0.01 米ドル未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、割当日 (2023 年 4 月 20 日)から 2028 年 3 月 29 日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない
- (2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する ものとする。 また、本新株予約権は、一の譲受人に一括して譲渡する場合でなければ、譲渡することができない。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使 価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の 株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い 日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記 4.に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。
- 8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

株式会社シーラホールディングス第8回新株予約権

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予 約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式 110 株と する。

ただし、付与株式数は、以下の場合に調整されるものとする。なお、かかる調整は、 当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の 結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(1) 株式分割または株式併合

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

(2) 合併等

当社が合併等(合併、会社分割、株式交換又は株式移転をいう。以下同じ。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、0.09 米ドルを行使する日における為替レートで日本円に換算した額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、 次の算式により行使価額を調整し、調整による 0.01 米ドル未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2025年6月1日から2028年3月29日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行休業日であるときは、その前営業日が最終日となる。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる
- (2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定その他の処分については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

また、本新株予約権は、一の譲受人に一括して譲渡する場合でなければ、譲渡することができない。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為 の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使 価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の 株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い 日から上記3.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準 備金に関する事項

上記 5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記 4.に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社が決定する。
- 8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(株式交換契約書は以上)

- 3. 交換対価の相当性に関する事項
 - (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項
 - ① 本株式交換に係る割当ての内容

	クミカ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)			
本株式交換に係る 交換比率	1	110.00			
本株式交換により 交付する株式数	クミカの普通株式:34,371,590 株(予定)				

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、クミカの普通株式110.00株を割当交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、クミカ及び当社が協議した上で、合意により変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する普通株式の数

クミカは、本株式交換に際して、本株式交換によりクミカが当社株式の全てを取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとします。)に対し、その保有する当社株式に代えて、上記表の交換比率に基づいて算出した数のクミカの普通株式(以下「クミカ株式」といいます。)を割当交付いたします。クミカの交付する株式は、新たに発行する普通株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時

点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付されるクミカ株式の総数については、当社が基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式の数等により、今後修正される可能性があります。

また、上記の「本株式交換により交付する株式数」は、当社が発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が、本株式交換の効力発生日の前日までに全て行使されることを前提とするものであり、新株予約権の一部又は全部が行使されなかった場合には、本株式交換により交付する株式数は減少することになります。

(注3) 当社が保有するクミカ株式の取り扱い

当社は既にクミカ株式(3,688,300株)を保有しているため、本株式交換の効力発生により、当社は完全親会社であるクミカの株式を保有することになりますが、当該株式については、本株式交換の効力発生日以降、クミカへの現物配当も含めて、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、クミカの単元未満株式(100株未満)を保有することとなる当社の株主の皆様については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、クミカの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(1単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、クミカに対し自己の保有する単元未満株式の 買取りを請求することができる制度です。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア)割当ての内容の根拠及び理由

クミカ及び当社は、本株式交換に用いられる上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。

具体的には、クミカは第三者算定機関として株式会社 Stand by C (以下「StandbyC」といいます。)を、ファイナンシャル・アドバイザーとして三田証券株式会社(以下「三田証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として PwC アドバイザリー合同会社(以下「PwC」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてDT 弁護士法人(以下「DTL」といいます。)及びアレンオーヴェリーシャーマンスターリング法律事務所外国法共同事業(以下「AOS」といいます。)を選定いたしました。

クミカにおいては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、 第三者算定機関である StandbyC から取得した株式交換比率に関する算定書の内容、本 株式交換比率が同算定書における DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であること、 ファイナンシャル・アドバイザーである三田証券及びリーガル・アドバイザーである TMI からの助言、並びに、下記(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとお り、当社との間で利害関係を有しない特別委員会から受領した答申書等を踏まえて、 慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、クミカ株主の皆様の利益 に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当 であると判断いたしました。

当社においては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、フィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である PwC、DTL 及び AOS からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は PwC の算定書における DCF 方式による算定結果のレンジの範囲内でもあることから妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、クミカ及び当社は、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、クミカ及び当社の財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねて参りました。

その結果、クミカ及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、それぞれの取締役会の承認を得て、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

クミカの第三者算定機関である StandbyC 及び当社の第三者算定機関である PwC は、いずれもクミカ及び当社から独立した算定機関であり、クミカ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

StandbyC は、クミカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、クミカ株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近1 か月間、直近3 か月間及び直近6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、クミカについて、同社が作成した 2025 年 5 月期から 2027 年 5 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 5 月期において、足元の開発・販売用不動産の取得が低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 295 百万円に対して約 52%の減少となる 143 百万円、当期純利益は 213 百万円に対して約 63%減少となる 79 百万円が見込まれております。また、2026 年 5 月期において、販売用不動産の取得が引き続き低調であることにより、前事業年度と比較して営業利益は 143 百万円から約 58%減少となる 61 百万円、当期純利益は 79 百万円から約 73%減少となる 21 百万円が見込まれております。加えて、2027 年 5 月期において、開発事業の再強化による回復により、前事業年度と比較して営業利益は 61 百万円に対し約 223%増加となる 195 百万円、当期純

利益は 21 百万円から約 441%増加となる 116 百万円が見込まれております。また、 当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

StandbyC は、当社については、当社 ADS が米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、算定基準日である 2024 年 11 月 29 日を基準日として、当社 ADS の米国ナスダック市場における基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日、直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、当社について、当社が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026 年 12 月期において、収益性が高い複数の不動産の販売を計画していることにより、前事業年度と比較して営業利益(連結)は 1,887 百万円に対し約 80%増加となる 3,389 百万円、当期純利益(連結)は 808 百万円に対し約 129%増加となる 1,846 百万円が見込まれております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるクミカ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換 比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価平均法における当社 株式については、当社 ADS の取引値が米ドル建てであり、かつ、100 当社 ADS が当 社株式1株に相当するため、1当社 ADS の終値または終値単純平均値に対し基準日 の米ドルレート(1ドル=150.74円)による日本円への換算及び100を乗じた単位 換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ		
市場株価平均法	52. 09~81. 93		
DCF 法	93. 75~228. 61		

StandbyC は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で StandbyC に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。StandbyC の株式交換比率の算定は、2024年11月29日現在までの情報及び経済条件(ただし、当社 ADS については米国時間11月29日の米国ナスダック市場の取引終了まで)を反映したものであり、各社の財務予測については、各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、PwC は、クミカについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024年11月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるクミカ株式の基準日終値、基準日までの直近1か月の終値単純平均値及び出来高加重平均値、並びに直近3か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均値を採用いたしました。

DCF 方式では、クミカについて、同社が作成した 2025 年 5 月期から 2027 年 5 月 期までの事業計画、同社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前 提として、同社が 2025 年 5 月第 2 四半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシ ュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしまし た。なお、PwC が DCF 方式による算定に使用したクミカの事業計画には、大幅な増 減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年5 月期の下期に見込んでいた不動産売却が翌事業年度にずれ込むことを要因として、 2025年5月期において、前事業年度と比較して、営業利益は295百万円に対し約 52%となる 143 百万円、当期純利益は 213 百万円に対し約 63%減少となる 79 百万 円が見込まれております。また、開発事業の低調を要因として、2026年5月期にお いて、前事業年度と比較して、営業利益は143百万円に対し約58%減少となる61 百万円、当期純利益は79百万円から約73%減少となる21百万円が見込まれており ます。加えて、開発事業の再強化を要因として、前事業年度と比較して、2027年5 月期において、営業利益は61百万円に対し約223%増加となる195百万円、当期純 利益は 21 百万円に対し 441%増加となる 116 百万円が見込まれております。また、 PwC が DCF 方式による分析の前提とした同社の財務予測は、本株式交換の実施を前 提としておりません。

PwC は、当社については、当社 ADS が米国ナスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準方式を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 方式を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価基準方式においては、2024年11月29日を基準日として、米国ナスダック市場における当社ADSの基準日終値、基準日までの直近1か月の終値単純平均値及び出来高加重平均値、並びに基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び出来高加重平均を採用いたしました。

DCF 方式では、当社について、当社が作成した 2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの事業計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2024 年 12 月期下半期以降、将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、PwC が DCF 方式による算定に使用した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、不動産開発事業の成長と拡大に加え、不動産建設内製化やクラウドファンディング事業成長による利益率の向上を要因として、2026 年 12 月期において、前事業年度と比較して、営業利益は 1,887 百万円に対し約 80%増加となる 3,389 百万円、当期純利益は 808 百万円に対し約 129%増加となる 1,846 百万円が見込まれております。また、PwC が DCF 方式による分析の前提とした当社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるクミカ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換 比率の算定結果は、以下のとおりとなります。なお、市場株価基準方式における当 社株式については、当社 ADS の取引値が米ドル建てであり、かつ、100 当社 ADS が 当社株式1株に相当するため、1当社 ADS の終値、終値単純平均値または出来高加 重平均値に対し基準日の米ドルレート(1ドル=150.74円)による日本円への換算 及び100を乗じた単位換算を行った上で、株式交換比率の算定を行っております。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ	
市場株価基準方式	66. 30~79. 22	
DCF 方式	97. 55~118. 04	

PwC は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で PwC に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて両社の財務予測(本事業計画及びその他の情報を含む。)に関する情報については、両社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。PwC の株式交換比率の算定は、2024年11月29日現在までの情報及び経済条件を反映したものです。

なお、PwC の算定は、当社の取締役会が本件株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 6 月 1 日 (予定) をもって、当社 はクミカの完全子会社となりますので、当社 ADS は、米国ナスダック市場における所 定の手続を経て、2025 年 5 月 29 日 (米国時間) 付で上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社 ADS を米国ナスダック市場において取引することはできなくなります。

本株式交換により当社の株主の皆様に割当てられるクミカ株式は、東京証券取引所 スタンダード市場に上場されており、本株式交換後も同市場での取引が可能であるこ とから、本株式交換によりクミカ株式の割当てを受ける当社の株主の皆様については、 株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単 元以上のクミカ株式について東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能で あり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

当社 ADS を保有する皆様が本株式交換においてクミカ株式の割当てを受けるためには、本株式交換の効力発生日に先立って、当社 ADS の預託銀行であるニューヨークメロン銀行(以下「預託銀行」といいます。)が定めた手続などに従い、当社 ADS の代わりにそれが表章する当社株式を受領することが必要となります。効力発生日時点に当社 ADS を保有される投資家には、本株式交換においてクミカ株式ではなく、本株式交換において(当社 ADS が表章する当社株式について)預託銀行に割当てられるクミカ株式がその後預託銀行により市場等で売却されることにより得る売却金を当社 ADSに係る預託契約の規定に沿って、当社 ADS 保有割合に応じてかつ所定の手数料又は費用等を除いた後に交付される予定です。かかる金額は上記の手数料又は費用等、及び本株式交換の効力発生日以降のクミカ株式の株価の変動、および日本円と米ドルの為

替レートの変動等の要因によって、効力発生日時点に保有されている当社 ADS が本株 式交換比率をもって換算された場合のクミカ株式の効力発生日時点の市場価値とは異 なる可能性があります。

なお、当社 ADS を保有する皆様は、最終売買日である 2024 年 5 月 28 日 (米国時間) (予定)までは、米国ナスダック市場において、その保有する当社 ADS を従来どおり取引することができます。

(エ)公平性を担保するための措置

クミカ及び当社は、当社が、既にクミカ株式 3,688,300 株 (2024年9月30日現在の発行済株式総数 12,060,300 株に占める割合にして 30.58%) を保有しており、クミカが当社の持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には 2024年12月2日付「株式会社クミカと株式会社シーラテクノロジーズの経営統合に係る株式交換契約締結並びに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年12月2日付「お知らせ」」といいます。)4. (13) 「当事会社間の関係」に記載のとおりの関係があることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

クミカは StandbyC を、当社は PwC を、それぞれ第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、クミカ及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

クミカは、リーガル・アドバイザーとして TMI を選定し、同事務所より、本株式 交換の諸手続及びクミカの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けてお ります。なお、TMI は、クミカ及び当社から独立しており、クミカ及び当社との間 に重要な利害関係を有しておりません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、DTL 及び AOS を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、DTL 及び AOS は、クミカ及び当社から独立しており、クミカ及び当社との間に重要な利害関係を有しておりません。

(オ)利益相反を回避するための措置

クミカは、当社が既にクミカの発行済株式総数の 30.58%を保有しており、クミカは当社の持分法適用関連会社に該当すること、また、両社の間には 2024 年 12 月 2 日付「お知らせ」 4. (13) 「当事会社間の関係」に記載のとおりの関係があることから、上記 (\mathbf{x}) の措置を実施することに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

(i) 特別委員会の設置

クミカは、2024年9月18日、当社から本株式交換の申入れを受けたことを受け、 法務アドバイザーである TMI の助言を受けつつ、2024 年9月 24 日に開催された取 締役会の決議により、本株式交換に関し、当社がクミカの主要株主である筆頭株主 でありその他の関係会社であることに加え、当社から取締役2名の派遣を受けてお り、当社との構造的な利益相反のおそれがあることから、当社及びクミカから独立 した立場で本株式交換の検討を行うことで、本株式交換に対するクミカ取締役会に おける意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を 担保するとともに、クミカ取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすること が少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを 目的として、当社から独立した、クミカの社外取締役である西島信竹氏及び柴田亮 氏、並びに当社及びクミカと利害関係を有しない外部の有識者である荒木昇氏(公 認会計士、株式会社ブルームアドバイザリー)及び小櫃吉高氏(弁護士、ソシアス 総合法律事務所)によって構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、ク ミカは、当初からこの4名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員 会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価 として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

その上で、クミカは、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的の合理性(本株式交換はクミカ企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法の妥当性を含む。)に関する事項、(c)本株式交換の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、クミカ取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益か否か(以下総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

クミカ取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、①本株式交換について決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について妥当でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこと、②クミカは、当社との間で本株式交換の取引条件等に関する協議・交渉を行う権限を特別委員会に付与することについて決議しております。また、同時に、(i)本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(ii)本特別委員会は、クミカの費用負担の下、本株式交換に係る調査(本株式交換に関係するクミカの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るクミカのアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うことができること、(iii)本特別委員会は、①自ら取引関係者(当社及び本株式交換に係る当社のアドバイザーを含むが、これに限られない。)と協議・交渉することができること、並びに②本特別委員会は、その判断により、当社の役職員(利益相反のおそれがない者に限る。)をして、上記協議・交渉に関与さ

せることができること、(iv)本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(v)議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会にクミカの役員若しくは従業員又は本株式交換に係るクミカのアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、(vi)本特別委員会は、必要と認めるときは、クミカの費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、本特別委員会は、本株式交換に係るクミカのアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、クミカのアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて決議しております。

そして、本特別委員会は、2024年9月25日から2024年11月29日までの間に、委員会を合計13回開催し、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、クミカから、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行い、また、当社から、本株式交換を提案するに至った経緯及び理由、本株式交換の目的や本株式交換後のグループ全体の経営方針、本株式交換の諸条件等について説明を受け、書面及び口頭による質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、クミカの作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等についてクミカから説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認をしております。その上で、StandbyC から株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明を受けております。

また、本特別委員会は、クミカが当社から本株式交換比率についての提案を受領する都度、クミカにおいて交渉を担当する三田証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、その内容を審議・検討するとともに、三田証券に対して指示・要請を行う等、本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与いたしました。さらに、本特別委員会は、TMI から本株式交換において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本株式交換に関する説明を受けております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として慎重に協議及び検討を行い、(a)本株式交換の目的の合理性(本株式交換はクミカ企業価値の向上に資するかを含む。)が認められる旨、(b)本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法の妥当性を含む。)が認められる旨、(c)本株式交換の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)が認められる旨、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、クミカ取締役会が本株式交換の実施を決定することが少数株主に不利益でない旨の答申書を、2024年12月1日付で、クミカに対して提出しております。

クミカの取締役の5名のうち、渡辺鷹秀氏は当社の元取締役であり、浦西友義氏は現在も当社の社外取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏はクミカの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、また、クミカの立場で本株式交換に係る当社との協議及び交渉に参加しておりません。

クミカの取締役会における本株式交換に関する議案は、クミカの取締役5名のうち、上記渡辺鷹秀氏及び浦西友義氏の2名を除く3名の全員一致により承認可決されております。

(2) 交換対価としてクミカ株式を選択した理由

当社は、本株式交換により当社株主の皆様に割り当てられるクミカ株式が、当社株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、今後、クミカ株式を保有することとなる当社の株主の皆さまが、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した紀果、クミカ株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 株式交換完全親会社となるクミカの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するクミカの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。これは、 クミカの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定 したものであり、相当であると判断しております。

資本金の額: 金0円

資本準備金の額:会社計算規則第39条の規定に従い別途クミカが定める額

利益準備金の額:金0円

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) クミカの定款の定め

クミカの定款は、別添1をご参照ください。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項
 - ① 交換対価を取引する市場

クミカ株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

- ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者 クミカ株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容 該当事項はありません。
- (3) 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2024年12月2日)の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場におけるクミカ株式の終

値の平均(1円未満の端数については四捨五入しております。)は、それぞれ、365円、383円及び463円です。

なお、クミカ株式の最新の市場株価等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (https://www.jpx.co.jp/) 等でご覧いただけます。

- (4) クミカの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容 クミカは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価 証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。
- 5. 本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は、本日現在残存している新株予約権として、下表「当社が発行している新株予約権」 列記載の新株予約権(合計 6,225 個、目的となる当社株式の数の合計 48,176 株)を発行しております(なお、当社が過去に発行した第2回新株予約権及び第11回新株予約権は失効しており、また、新株予約権付社債は発行しておりません。)。

<u>\</u> =	当社が発行	している新杉	上 上子約権	クミカが発行する新株予約権			
回号	個数	目的 株式数 (注1)	行使価額 (注2)	回号	個数 (注3)	目的 株式数 (注3) (注4)	行使価額 (注2)
第1回	132 個	13,200 株	8,000円	第1回	132 個	1,452,000 株	73 円
第3回	10 個	1,000 株	8,000円	_	_	_	_
第4回	2個	200 株	11,600円	第2回	2個	22,000 株	106 円
第5回	283 個	28,300 株	8,000円	第3回	283 個	3,113,000 株	73 円
第6回	415 個	415 株	33, 320 円	第4回	415 個	45,650 株	303 円
第7回	810 個	810 株	45, 140 円	第5回	810 個	89, 100 株	411 円
第8回	50 個	50 株	48,060 円	第6回	50 個	5,500 株	437 円
第9回	3, 211 個	2, 889 株	0.01 米ドルを 行使する日に おける為替レ ートで日本円 に換算した額	第7回	3,211個	317, 889 株	0.00009 米ドルを行使日における為替レートで日本円に換算した額
第 10 回	1,312個	1, 312 株	10 米ドル	第8回	1,312個	144, 320 株	0.09 米ドルを行使日における為替レートで日本円に換算した額

- (注1) 目的となる株式の種類は当社株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個につき目的となる当社株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。
- (注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当 たりの金額を記載しており、調整される場合があります。

- (注3) 当社が発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が行使された場合 には、当該行使された数に応じてクミカが発行する新株予約権の数及びその目的とな る株式数は減少することとなります。
- (注4) 目的となる株式の種類はクミカ株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個に つき目的となるクミカ株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載し ております。

クミカは、本株式交換に際して、基準時において当社が発行する第1回新株予約権及び第4 回新株予約権乃至第10回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1 個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえ、上表のとおり、クミカが発行する第1回新株予約権乃至第8回新株予約権をそれぞれ割り当てます。第1回新株予約権乃至第8回新株予約権の発行要項につきましては、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載の株式交換契約書(写)別紙をご参照ください。

なお、当社が発行する第3回新株予約権については、その行使期限が2024年12月30日であり、その行使にかかわらず本株式交換の効力発生前に消滅することとなるため、クミカの新株予約権の割当対象外となります。

これにより、クミカは、本株式交換に際して、基準時において当社が発行する第1回新株予 約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を取得するのと同時に、新規に発行するクミ カ第1回新株予約権乃至第8回新株予約権を割当交付する予定です。クミカは、上記取得した 当社が発行する第1回新株予約権及び第4回新株予約権乃至第10回新株予約権を消却する予定 です。

したがって、本株式交換により当社の各新株予約権者が保有する新株予約権の実質的な内容 及び数に変化はなく、相当であると判断しております。

6. 計算書類等に関する事項

- (1) クミカの最終事業年度に係る計算書類等の内容 クミカの最終事業年度(2024年5月期)に係る計算書類等の内容は、別添2をご参照く ださい。
- (2) クミカの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の 状況に重要な影響を与える事象の内容
 - クミカ
 - (ア)自己株式の消却

クミカは、2024年6月3日開催の取締役会において、会社法第 178条 の規定に基づき、自己株式を消却すること(以下「本自己株式消却」といいます。)を決議の上、2024年6月28日に本自己株式消却を完了いたしました。本自己株式消却の概要は以下のとおりです。

(1) 消却した株式の種類 普通株式

(2)消却した株式の数	200,000 株(消却前の発行済株式総数に対する割合 1.85%)
(3)消却日	2024年6月28日
(4) 消却後の発行済株式総数	10, 589, 800 株
(5)消却後の自己株式数	0株

上記 (2) 記載の割合は、2024 年2月 29 日時点の発行済株式総数および自己株式数を 基準に算出しております。

(イ) 第三者割当による新株式の発行

クミカは、2024 年8月7日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)を発行することについて決議の上、2024 年8月28日において払込みが完了しました。本新株式発行の概要は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2024年8月28日					
(2) 発行新株式数	普通株式 1,470,500 株					
(3)発行価額	1 株につき金 408 円					
(4) 資金調達の額	599, 964, 000 円					
(5) 増加した資本金及び資本	資本金 299, 982, 000 円					
準備金	資本準備金 299,982,000円					
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。					
(割当先)	株式会社シーラテクノロジーズ 1,470,500 株					
(7) 資金の使途	割当先との共同プロジェクトにおけるマンション建築費					
(1) 頁金ツ関連	に充当する予定です。					

(ウ) 本株式交換契約の締結

クミカは、2024年12月2日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 当社

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生時点の直前時において当社が保有する全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条に基づく当社の株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。)を消却する予定です。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社への取締役会への参加や当社とクミカとの調整を通じた本経営統合の円滑な実施及び経営体制のより一層の強化を図るため、第1号議案である本株式交換契約承認を条件として、当社の経営及び事業について経験及び知見を有する取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の残存期間と同一であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

^{かりがな} 氏名 (生年月日)	略	略歴、地位及び重要な兼職の状況		
***** *******************************	2008年1月 2009年2月 2011年12月 2017年3月 2024年4月 2024年6月 2024年7月 2024年8月	株式会社エスグラントコーポレーション 入社 NEC ソフト株式会社 入社 日機装株式会社 入社 当社 取締役 同社 取締役(管理統括) 同社 常務取締役(管理統括) 同社 専務取締役(管理統括) 同社 内務取締役(管理統括)	40 株	

- 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 候補者はクミカの代表取締役副社長として引き続き業務を行う予定であり、当社において 執行役員や本部長として特定の事業部門を掌握することは現時点で予定しておりません。
- 3. 候補者は当社の取締役会の議案のうち、当社とクミカとの利益が相反するものに関する審議及び決議には参加しない予定です。
- 4. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に定める役員等賠償責任保険契約を日米それぞれの保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、日本の保険会社につき 10 億円、米国の保険会社につき 250 万米ドルを限度として補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

定款

株式会社クミカ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社クミカと称し、英文では、CUMICA CORPORATIONと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 土木建築工事の請負並びに企画、調査、設計及び監理
 - 2. 建築資材、住宅機器、家具及びインテリア製品の輸入並びに加工、販売及び施工
 - 3. 建設工事用機械器具の製作、販売、賃貸及び運搬
 - 4. 宅地建物取引業
 - 5. 有価証券の売買
 - 6. 損害保険代理業
 - 7. 金銭の貸付並びに貸借の仲介及び保証
 - 8. 生命保険の募集に関する業務
 - 9. 不動産の賃貸借に関する業務
 - 10. マンション管理に関する業務
 - 1 1. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、 仲介及び管理
 - 12. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
 - 13. 温泉の供給並びに販売に関する業務
 - 14. 温泉浴場施設の経営
 - 15. 遊園地の経営
 - 16. 倉庫業に関する業務
 - 17. 日用雑貨、玩具、家庭用電気製品、通信機器、食料品、衣料品の販売
 - 18. 古物営業法による古物商
 - 19. ホテル及び旅館の経営
 - 20. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県草加市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は電子公告により行う。
 - 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に 掲載する方法により行う。

(電子提供措置等)

- 第6条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条の2 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

- 第7条の3 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
 - (3) 募集株式または、募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株 式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多 数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に 提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第16条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く)は、7名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内と する。

(選任方法)

- 第17条 取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
 - 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

- 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
 - 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区分 して定める。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって 重要の業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任す ることができる。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、 議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第5章 監查等委員会

(監査等委員会)

- 第25条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。
 - 2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集)

- 第26条 監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
 - 2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監 査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第29条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を 定めることができる。
 - 2. 当会社は毎年5月31日又は11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という) を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は その支払の義務を免れる。

事業報告

(2023年6月1日から) (2024年5月31日まで)

- 1. 会社の現況
 - (1) 当事業年度の事業の概況
 - ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍を経て社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられましたが、その一方で金融政策による為替変動、世界経済におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、欧米経済の物価高、中国を始めとする海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクが存在しております。

不動産業界におきましては、建築資材価格の高騰や金利上昇による懸念等により、今後の 事業環境は先行きが不透明な状況でございますが、多様なライフスタイルを実現出来る住ま いへのニーズは引き続き強く当社の主力事業である分譲マンション事業は堅調に推移いたし ました。

当社におきましては、当社の主力事業である開発事業及び不動産販売事業を中心に活動いたしました。開発事業につきましては、都内において分譲仕様のマンションを売却、また、不動産販売事業につきましては、収益物件を複数売却いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は4,765百万円(前年同期比36.0%減)、営業利益は295百万円(前年同期比72.7%減)、経常利益は302百万円(前年同期比72.0%減)となり、当期純利益は212百万円(前年同期比72.2%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

〔開発事業〕

開発事業につきましては、分譲仕様の(ワンルームが主体)コンパクトマンション(板橋区)を売却し、売上高が1,653百万円(前年同期比62.0%減)、セグメント損失27百万円(前年同期はセグメント利益823百万円)となりました。

[建築事業]

建築事業につきましては、請負工事を主体とした売上高が572百万円(前年同期比25.0%増)、セグメント損失が91百万円(前年同期はセグメント損失47百万円)となりました。 「不動産販売事業)

不動産販売事業につきましては、収益物件を複数売却したことによる売上高が2,098百万円(前年同期比0.1%減)、セグメント利益が545百万円(前年同期比35.2%増)となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、賃貸住宅の仲介・管理及び不動産の売買仲介などを中心に 売上高が440百万円(前年同期比17.8%減)、セグメント利益が98百万円(前年同期比 46.7%減)となりました。

(単位:百万円)

			45 期 業年度)		·6 期 業年度)	増 (当事業年度 -	減 - 前事業年度)
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増 減 率
開発	事 業	4,349	58.4%	1,653	34.7%	△2,695	△62.0%
建築	事 業	457	6.2%	572	12.0%	114	25.0%
不動産販	売事業	2,100	28.2%	2,098	44.0%	△2	△0.1%
その他	事 業	535	7.2%	440	9.3%	△95	△17.8%
合	計	7,444	100.0%	4,765	100.0%	△2,678	△36.0%

②設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は11百万円(車両運搬具等)であります。

③資金調達の状況

金融機関からの借入及び社債の状況は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期借入金	1,726	_	355	1,371
短期借入金	200		200	_
社 債	1,165	_	460	705

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	項	Į E	1		自2020 年	43 期 年6月1日 年5月31日	44 期 年6月1 年5月31		45 期 年6月1日 年5月31日	46 期 3年6月1日 4年5月31日
売		上		驯		6,037	6,06	4	7,444	4,765
経	常		利	益		626	1,01	8	1,081	302
当	期	純	利	益		442	83	5	765	212
1 杉	+当た	り当円	期純	.利益)		41.79	78.8	5	72.27	20.10
総	資		産	額		18,636	18,94	8	17,237	15,156
純	資		産	額		10,691	11,10	9	11,446	11,252
1 杉	集当 た	: り: 円	純資	産 額)		1,009.58	1,049.0	8	1,080.93	1,062.61

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第44期の期首から適用しており、第44期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の状況 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

不動産開発・販売事業への機動的な取組み

当社は、主力事業である開発事業及び不動産販売事業を中心に事業活動を行っております。 マンション業界においては、世界情勢の不安化を要因とする資材価格の高騰や資材調達の 困難化や金利上昇懸念など短期的な課題の対処が必要な中、マンション販売価格は引き続き 堅調に推移しております。

このような環境下の中、当社は、開発事業・不動産事業ともに現在堅調な住宅需要を促え、 首都圏及び地方都市の中心部でのマンション開発や不動産販売に注力するため、当社の財務 面の優位性を活かして機動的な物件仕入を安定的に行い、売上及利益の拡大を図っていくこ とはもちろん事業投資に対する資本効率性を評価軸に取り入れ、稼ぐ力を意識した経営に注 力していく所存です。 (5) 主要な事業内容(2024年5月31日現在)

当社は、建設業法による特定建設業者の埼玉県知事許可「(特-6)第77356号」を受け、建築及びそれに関連する事業、並びに宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の国土交通大臣免許「(2)第8560号」を受け、不動産に関連する事業を主として行っております。事業内容については次のとおりであります。

	X		分		事業の内容
開	発		事	業	分譲・賃貸マンション、戸建分譲住宅企画設計、施工、販売。 ビジネスホテル及び複合オフィスビルの開発、販売。
建	築		事	業	建築物の企画設計、施工及び中高層建築物における躯体工事の内、型枠工事の施工。
不	動産	販	売 事	業	一般不動産の売買。
そ	の	他	事	業	賃貸物件の仲介・管理及び不動産の売買仲介。

(6) 主要な営業所(2024年5月31日現在)

本 社 埼玉県草加市金明町389番地1

越 谷 支 店 埼玉県越谷市増森86番地

東 京 支 店 東京都文京区湯島2丁目4番9号 MDビル2階

(7) 使用人の状況(2024年5月31日現在)

使 用 人 数	平均年齢	平均勤続年数
29名	47.0歳	10.9年

- (注) 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
- (8) 主要な借入先の状況(2024年5月31日現在)

借	入	先		借入金残高	
株 式 会 有 東 京 東 株 式 会 場	土 武 信 社 千	蔵 野 銀 用 金 - 葉 銀 用 金	行庫行庫		百万円 519 332 310 209

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年6月1日に商号をリベレステ株式会社から株式会社クミカへ変更いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

①発行可能株式総数

16,000,000株

②発行済株式の総数

10,789,800株

③株主数

14,020名

④大株主(上位10名)

株	主	名		持	株 数		持	株	比	率
						株				%
株 式 会 社	シーラテク	ノロジ	ーズ		2,217,80	0			2	0.94
株 式 会	社 武 蔵	野 銀	行		310,00	0				2.93
東京	東 信	用金	庫		200,20	0				1.89
JPモル	が ン 証 券	株式会	会 社		118,20	0				1.12
河 栄	会 持	株	会		101,60	0				0.96
小	沼		正		82,70	0				0.78
小 沼	图可	喜	枝		78,70	0				0.74
三菱UFJモ	ルガン・スタンし	ノー証券株式	t会社		78,70	0				0.74
今	井	忠	雄		71,50	0				0.68
BNYM SA BNY GCM S M	A/NV FOR A CLIENT L S C		FOR JNT RD		54,03	2				0.51

(注) 当社は、自己株式200,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。 なお、2024年6月28日付で、自己株式200,000株は消却いたしました。

(2) 新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況(2024年5月31日現在)

①取締役の状況

地位	氏	名			担	当		重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本	真	_	営	業	統	括	
取締役	飯島	弘	徳	開	発	統	括	
取締役	渡辺	. 鷹	秀	管	理	統	括	株式会社シーラテクノロジーズ取締役(非常勤)
社外取締役(監査等委員)	戸田	良	_					株式会社アスカネット社外監査役
社外取締役(監査等委員)	大久保	博	雄					税理士法人大久保事務所代表社員有限会社フォーユー 代表取締役
社外取締役(監査等委員)	柴 田		亮					クローバー会計事務所所長

- (注) 1. 取締役戸田良一氏、大久保博雄氏及び柴田亮氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員戸田良一氏、大久保博雄氏及び柴田亮氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査等委員戸田良一氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査等委員大久保博雄氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査等委員柴田亮氏は、税理士と公認会計士の資格を有しております。
 - 3. 当社は、取締役戸田良一氏、大久保博雄氏及び柴田亮氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりません。その理由は以下のとおりです。
 - ・当社の監査等委員は各種会議、委員会などに参加して情報の収集を適宜行っております。
 - ・加えて当社の監査等委員は内部監査室長及び執行役員から定期的に内部監査の状況、事業の概況を ヒアリングしております。
 - 上記のことから監査の実行性を確保しているため、常勤の監査等委員を設置しておりません。
 - 5. 取締役上林剛氏は、一身上の都合により、2023年12月15日をもって取締役を辞任いたしました。

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
上林剛	2023年12月15日	取締役管理統括

②責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在籍していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

④取締役の報酬等の額

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、担当職務、各期の業績、貢献度等が勘案され決定される基本報酬たる固定報酬のみ、監督機能を担う取締役監査等委員(社外取締役)についてはあらかじめ定められた固定報酬のみで構成します。

当社の業務執行取締役の基本報酬は、毎月定額固定で支給される現金報酬であり、 担当職務による経営責任の軽重、各期の業績、加えて事業年度ごとに策定されている 経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度等が勘案され、年度期初に取締役会において決定します。取締役監査等委員(社外取締役)については、あらかじめ定められた定額の固定報酬が基本報酬であり、年度期初の取締役会において改めて決定され、 月毎に現金報酬として支給します。 イ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長 坂本真一氏がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、別途、社 外取締役に諮問し答申を得ることとし、代表取締役社長が、取締役の報酬等の額の決 定過程において、当該答申を尊重し決定されていることから、取締役会はその内容が 決定方針に沿うものであると判断しております。

エ 取締役の報酬等の額

/D. P. C. //	報酬等の	報酬等0	対象となる			
役員区分	総額 (百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)	
取締役 (監査等委員を除く)	64	64	_	_	4	
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	12 (12)	12 (12)	_	_	4 (4)	

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において 年額200百万円以内(ただし、使用人分は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結 時点の取締役の員数は3名です。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第37期定時株主総会において年額40 百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名で す。

⑤社外役員に関する事項

ア、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査等委員	戸田良一	株式会社アスカネット	社外監査役	当社と株式会社アスカネットと の間には特別な関係はありません。
監査等委員	大久保博雄	税理士法人大久保事務所有限会社フォーユー	代表社員 代表取締役	当社と税理士法人大久保事務所 及び、有限会社フォーユーとの 間には特別な関係はありませ ん。
監査等委員	柴田亮	クローバー会計事務所	所長	当社とクローバー会計事務所と の間には特別な関係はありませ ん。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況				
社外取締役監査等委員	戸田良一	当事業年度に開催された取締役会26回開催のうち23回に、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、財務・会計及び税務に関する公認会計士としての専門的な見地から、会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。				
社外取締役監査等委員	大久保 博 雄	当事業年度に開催された取締役会26回開催のうち24回に、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、財務・会計及び税務に関する税理士としての専門的な見地から、会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。				
社外取締役監査等委員	柴 田 亮	当事業年度に開催された取締役会26回開催のうち23回に、また、監査等委員会11回のうち11回に出席し、財務・会計及び税務に関する税理士としての専門的な見地から、会計・内部統制の構築・維持に関する発言を行うなど重要な役割を果たしております。				

(注) 1. 各氏は、取締役会及び監査等委員会において、各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適法性 の観点から監査業務全般について発言するとともに、会計監査人との意見交換を実施し、必要な提 言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			24百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ③当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務 指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報 酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を、報告いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、及び職務の遂行状況等を評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提案議案の内容を決定いたします。

⑤会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けるとともに、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりましたが、減配のお知らせにてお示しいたしましたとおり、第46期の業績動向、財務状況等を総合的に勘案した結果、業績予想を下方修正し、それに伴い、年間配当金を30円(中間配当20円・期末配当10円)にいたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、次のとおり内部統制システムの基本方針を決議しています。

- ①監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため内部監査室を置き、 必要な人員を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ②前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室のスタッフの任命、人事異動等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、 執行部門からの独立性と内部監査室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を 確保する。

- ③取締役及び使用人等が監査等委員会又は内部監査室に報告をするための体制
- ア. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会又は内部監査室に報告する。
- イ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会又は内部監査室と協議の上、定期的又は不 定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ④前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。

- ⑤監査等委員会等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会等がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとしております。
- イ. 監査等委員会等が、監査等委員の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社は、その費用を負担することとしております。
- ウ. 監査等委員会等は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとしております。

- ⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会が行う、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査 に対しては、実効的な監査の実施を確保できるように留意する。
- ア. 代表取締役社長と監査等委員会又は内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施します。
- イ、取締役会と内部監査室との間の定期的な意見交換会を実施します。
- ウ. 監査等委員会又は内部監査室が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定 等を行います。
- エ. 監査等委員会又は内部監査室は、当社会計監査人である太陽有限責任監査法人と、定期 的に意見交換会を実施します。
- ⑦取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンスポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- イ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。
- ウ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する 意識を醸成する。
- ⑧取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制 社内規程に従って管理を行い、監査等委員会の要求があった場合、取締役は速やかに、 当該情報・文書を提出するものとする。
- ⑨損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. リスク管理部門(管理部)が、「危機管理規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。
- イ. 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期 的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ウ. 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- エ. リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。
- ⑩取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、 併せて運用状況を定期的に検証する。
- イ.業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。
- ⑪会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- イ、管理部はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- ①監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み
- ア. 監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき内部監査室を設置し、専属のスタッフを配置しております。 また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
- イ. 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、 費用等の支払いを行っております。
- ウ. 監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、 適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、監査等委員に対し て個別に報告を実施しております。
- エ. 監査等委員との間では内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員は、代表取締役社長及び業務執行部門幹部との定期的な会合や、会計監査人との意見交換を行っております。
- オ. 内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。
- ②取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み
- ア. コンプライアンスに関する取組みとして、当社のコンプライアンスポリシーを制定し、 コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、各 部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。
- イ. 当事業年度においては取締役会を26回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、 社外取締役と代表取締役社長のみを構成員とする会合を開催し、企業統治に関する事項 を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透明性を高める取 組みを実施しております。

③取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

- ④損失の危機の管理に関する取組み
- ア. 開発工事や受注工事等については、工事基準を整備し、リスクに係る事項についての管理を行っております。
- イ. 顕在化した重大リスクについては、事案解決のための全社的・専門的組織がこれを担当して、適切に対応しております。
- ⑤取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み 定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を代表取締役社長に委任するととも に、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規程において定め、取締役の職 務執行の効率性・機動性の向上を図っております。
- ⑥企業集団における業務の適正性確保に関する取組み グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営 トの重要事項について報告を受けております。
- (7)反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- ア、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたない。
- イ. 不当要求の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が、 連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- (8) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照 (2024年5月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 受取手形、売掛金及び契約 資	9,772,042 5,812,244 3,869	流 動 負 債 支 払 手 形 工 事 未 払 金	1,304,086 95,290 93,990
資 販売用不動産 開発用不動産	2,383,970 1,243,302	買 掛 金 1年内返済予定の長期借入 全	17,113 329,090
表定金用金他金 物物具品産地 券式会 大手	136 16,744 31,678 29,634 185,681 206,366 △141,587 5,384,955 1,909,709 192,360 206,628 5,345 3,414 1,509 1,500,451 3,013 3,472,232 634,578 1,503,490	情金用等債金益金務金他 債金 金金務金目債金用等債金益金務金他 債金 金金務金目債金用等債金益金務金他 債金 金金務金目債金用等債金益金務金他 債金 金金務金目債金用等債金益金務金他 債金 金金務金目	330,000 189,018 5,035 12,000 32,192 35,255 24,575 177 76,108 31,349 32,890 2,600,057 375,000 1,042,040 45,049 281 80,090 1,055,026 2,569
出リ長長繰そ貸 払金 当	48,764 1,054,530 13,568 2,664 92,090 144,833 △22,288	負 権資本 報告 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	3,904,144 部 11,228,766 2,000,792 1,972,101 1,972,101 7,417,820 62,800 7,355,020 4,076,000 3,279,020 △161,947 24,087 24,087 11,252,854
資 産 合 計	15,156,998	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,156,998

損 益 計 算 書

 (2023 年 6 月 1 日から)

 (2024 年 5 月 31 日まで)

科			金	額
売	上	高		4,765,281
売 上	原	価		3,803,070
売 上	総利	益		962,211
	び 一般 管理	費		666,759
営 業 営 業	利	益		295,451
営業	外 収	益		
受 取	利	息	1,131	
受 取	配当	金	993	
受 要 取 受 取 要 取	手 数	料	2,473	
受 取	保険	料	7,354	
為替	差	益	8,736	
	産の税の還の付	金	5,730	
投 資 事 業		益	7,723	
物品	売 却	益	6,817	
太陽光	売 電 収	入	3,513	40.070
維	収	入	5,196	49,670
営業	外費	用	10.400	
支払	利	息	12,462	
社 債	利业人名	息	3,047	
	当金繰入	額	2,764	
棚卸資	産 廃 棄	損	11,983	40.201
雑	損	失	12,063	42,321
経 常 特 別	利 利	益益		302,800
固定資	産売却	並	19,394	19,394
特別	損	失	13,334	13,334
固 定 資	産除却	損	871	
訴訟		用	12,000	12,871
税引前当		益	12,000	309,323
	民税及び事業	税	2,011	303,323
法人税、程	等調整	額	94,483	96,495
当期	純利	益	3 1, 100	212,828
→ ***J	ጥር 13	ш		212,020

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から) 2024年5月31日まで)

		株	主	資	本
	姿	本 金	資	本 非	剣 余 金
	資	本 金	資 本 準	備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高		2,000,792		1,972,101	1,972,101
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
特別償却準備金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	·	-		_	_
当 期 末 残 高		2,000,792		1,972,101	1,972,101

		株	主資	本	
		利	益 剰 余	金	
	***	そ	の他利益剰余	金	利益剰余金
	利益準備金	特別償却準備 金	別途積立金	繰越利益剰余 金	利益剰余金 計
当 期 首 残 高	62,800	12,905	4,076,000	3,476,879	7,628,584
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△423,592	△423,592
当 期 純 利 益				212,828	212,828
特別償却準備金の取崩		△12,905		12,905	_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		△12,905		△197,858	△210,763
当 期 末 残 高	62,800		4,076,000	3,279,020	7,417,820

	株 主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券 評価差額 金	評 価・換 算 差 額 等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	△161,947	11,439,530	7,316	7,316	11,446,846
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△423,592			△423,592
当 期 純 利 益		212,828			212,828
特別償却準備金の取崩		_			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_	16,771	16,771	16,771
当 期 変 動 額 合 計	_	△210,763	16,771	16,771	△193,992
当 期 末 残 高	△161,947	11,228,766	24,087	24,087	11,252,854

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しており ます。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

③棚卸資産

・販売用不動産、開発用不動産 及び未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)を採用しております。

・その他の棚卸資産

最終什入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)

ア. 1998年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

- イ. 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの 旧定額法
- ウ 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

ア 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに構築物については定額法) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~42年

構築物 7年~30年

車両運搬具 5年~6年

②無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し ております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計ト基準

①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回

収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務(自己都合要支給

額)に基づき計上しておりましたが、2020年5月をもって退職給付制度を廃止いたしました。当事業年度末の退職給付引当金残高は、制度廃止時に在職している従業員に対する支給予定額であり、支給

時期はそれぞれの退職時としております。

③完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績に将来の

見込みを加味した額を計上しております。

④債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しており

ます。

⑤工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、

その金額を合理的に見積もることができる工事についての見積り額

を計上しています。

⑥偶発損失引当金 将来の訴訟等に対する損失に備えるため、発生する可能性のある損

失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計ト基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

①開発事業

主に新築分譲マンション及び新築戸建住宅の開発・販売を行う事業であります。

新築分譲マンション、新築戸建住宅を顧客との契約に基づき、引渡すことを履行義務としております。履 行義務は、物件の引き渡しにより充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

②建築事業

主たる事業である請負工事等において、顧客との請負契約工事等に基づき、建築工事を行う義務を負っており、当該履行義務は、工事の進捗に応じて一定の期間にわたり充足されるため、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

③不動産販売事業

中古マンション、中古オフィスビル等を取得し、リノベーション等により資産価値を高めた後、投資用不動産等として個人及び事業会社等へ販売する事業であります。収益物件の販売においては、顧客との契約に基づき、引渡すことを履行義務としております。履行義務は、物件の引き渡しにより充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

4)その他事業

主に賃貸住宅の仲介・管理及び不動産の売買仲介事業等を行っており、当該賃貸物件の使用権を付与すること等を履行義務としております。いずれの履行義務においても、役務提供に係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間に渡って収益を認識しております。

2 会計上の見積りに関する注記

- (1) 販売目的で保有する不動産(棚卸資産)の評価
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	棚卸評価損
販売用不動産	2,383,970	_
開発用不動産	1,243,302	_

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

当社は、取得する不動産の事業計画を物件取得時、開発時に策定し、その都度販売価格及び工事原価等の見直しを行い、それらに基づく正味売却価額にて、販売目的で保有する不動産を評価しております。具体的には、以下の場合に販売用不動産・開発用不動産の評価損を計上する場合、帳簿価額を正味売却価額(販売見込額から販売に直接要するコストを差し引いて算出)に切り下げることにより評価損(売上原価)を計上しています。

- ア) 販売時の見込利益がマイナスとなっている販売用不動産・開発用不動産について、関連する建物等の販売を含めても販売時に損失が生じる見込みである場合
- イ)販売可能となった月から一定期間を経過した販売用不動産について、販売計画の精査を実施し、 建物等の販売を含めても販売時に損失が生じる見込みである場合

イ、主要な仮定

正味売却価額の算定に用いた主要な仮定は、事業計画上の販売予定額を基礎としております。販売 予定額は、物件ごとの立地、規模、周辺の売買取引実績、外部専門家による不動産鑑定評価額等を勘案 して見積もっており、将来の不動産市況、顧客ニーズ、想定賃料、収益還元利回り等を考慮しており ます。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経済情勢、顧客ニーズの変化、開発の遅延、建築費の高騰などのリスク等の影響により、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、翌事業年度の計算書類において評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

①担保に供している資産 定 期 預 金 1,055,500千円 建 物 93.462千円 \pm 546.116千円 1.695.079千円 ②上記に対応する債務 短期借入金 一千円 1年内返済予定の長 127.416千円 期 借 入 723,732千円 851.148千円

なお、上記の他に、東京不動産信用保証株式会社が行う当社顧客に対する手付金の保証行為に対し、当 社が保有する同社株式(投資有価証券)300千円を同社に担保として提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

527.310千円

(3) 保証債務

当社の物件購入者に対する金融機関からの融資に係る保証債務。

物件購入者(62人)

62.278千円

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 短期金銭債務 57,418千円

110千円

(5) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントの 総 額						1,000,000千円	
借	入	実		行	残	高	一千円
借	入	未	実	行	残	高	1,000,000千円

4. 損益計算書に関する注記 関係会社との取引高 営業取引の取引高

宮茉取引の取引高 営業取引以外の取引高 400千円 1,012千円

- 5. 株主資本等変動計算書に関する注記
- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	10,789,800株	一株	一株	10,789,800株
自己株式				
普通株式	200,000株	一株	一株	200,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基	準 日	効 力 発 生 日
2023年8定時株	月29日 主 総 会	普通株式	211,796	20	2023年	₣5月31日	2023年8月30日
2023年12取締	2月19日 役 会	普通株式	211,796	20	2023年	=11月30日	2024年1月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105,898	10	2024年5月31日	2024年8月30日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

水色机业负压及UME机业只负57元至57.	WENT-21 10(
	(単位:千円)
繰延税金資産	
未払事業税	3,353
完成工事補償引当金	54
偶発損失引当金	9,561
貸倒引当金	49,982
減価償却超過額	36
投資事業組合	15,873
長期未払金	783
退職給付引当金	13,740
減損損失	78,626
債務保証損失引当金	85
子会社株式評価損	5,573
繰越欠損金	50,477
その他	3,600
繰延税金資産小計	231,749
評価性引当額	△130,602
繰延税金資産合計	101,146
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,056
繰延税金負債合計	△9,056
繰延税金資産の純額	92,090

7 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、販売計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関から調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、格付の高い発行体が発行する有価証券のみを運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金(主として短期)及びプロジェクト資金(主として長期)であり、金利変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権については、各事業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ 市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

当社は、投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、格付の高い発行体が発行する有価証券のみを運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。

- ウ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流 動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2024年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
① 投資有価証券	14,760千円	14,760千円	一千円
② リース投資資産 ※2 ③ 長期 貸 付 金 ※2 貸 倒 引 当 金 ※3	1,129,494 13,568 △13,568	1,076,209	△53,284
	0	0	_
資 産 計	1,144,254	1,090,969	△53,284
① 長 期 借 入 金 ※2	1,371,130	1,350,285	△20,844
② 社 債 ※2	705,000	699,695	△5,304
③ リース債務※2	1,131,135	1,014,206	△116,928
負 債 計	3,207,265	3,064,187	△143,078

- ※1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期貸付金」、「支払手形」、「工事未払金」、「買掛金」、「未払金」、については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。※2 1年内回収(返済)予定額を含んでおります。※3 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※4 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	314,045千円
関係会社株式	1,503,490
出資金	48,764
投資事業組合	305,773
合計	2,172,074

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

※5 リース投資資産及び長期貸付金の回収予定額

(単位:千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
リース投資資産	74,964	74,964	74,964	74,964	74,964	754,674
長期貸付金	_	_	_	_	_	13,568
合計	74,964	74,964	74,964	74,964	74,964	768,242

※6 長期借入金、社債及びリース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年内	1年超 2年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
長期借入金	329,090	360,160	303,532	120,632	91,032	166,684
社債	330,000	200,000	125,000	50,000	_	_
リース債務	76,108	75,460	74,964	74,964	74,964	754,674
合計	735,198	635,620	503,496	245,596	165,996	921,358

(3) 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価 の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定

に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)					
区 <i>为</i>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	14,760	_	_	14,760		
資産計	14,760	_	_	14,760		

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

の一個で気間が無数に打工してい	時価(千円)						
区分							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
リース投資資産	_	1,076,209	_	1,076,209			
長期貸付金(1年内回収予定を 含む)	_	0	_	0			
資産計	_	1,076,209	_	1,076,209			
社債	_	699,695	_	699,695			
長期借入金	_	1,350,285	_	1,350,285			
リース債務	_	1,014,206		1,014,206			
負債計	_	3,064,187	_	3,064,187			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価については、期末に新規にリース取引を締結したならば適用されるであろう利息を用いて、将来の支払リース料を割引計算した現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定し、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率を割り引いた現在価値により算定し、レベル2に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、期末に新規にリース取引を締結したならば適用されるであろう利息を用いて、将来の支払リース料を割引計算した現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

8 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に首都圏において、賃貸住宅や賃貸オフィスビル等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22,693千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却損益は18,863千円(特別利益の計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借	対 照 表 計	上 額	 当事業年度末の時価	
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	コザ未午及木の时間	
933,731千円	△71,328千円	862,403千円	989,810千円	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。
- 9. 持分法損益等に関する注記 該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

報告セグメント					
	開発事業	建築事業	不動産販売 事業	その他事業 (注)	合計
売上高					
一時点で移転される財	1,653,780	21,237	2,098,746	33,023	3,806,786
一定の期間にわたり移転 される財	_	551,181	_	_	551,181
顧客との契約から生じる 収益	1,653,780	572,418	2,098,746	33,023	4,357,967
その他の収益				407,313	407,313
外部顧客への売上高	1,653,780	572,418	2,098,746	440,337	4,765,281
セグメント間の内部売上 高又は振替高	l		-	l	l
計	1,653,780	572,418	2,098,746	440,337	4,765,281
セグメント利益	△27,652	△91,213	545,558	98,609	525,301
セグメント資産	1,341,696	120,955	2,341,033	1,234,557	5,038,242
その他の項目					
減価償却費	_	551	_	12,833	13,385
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	_	2,066	_	_	2,066

(注) その他事業は、賃貸住宅の仲介・管理及び不動産の売買仲介等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	8,555
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,619
契約資産(期首残高)	75,305
契約資産(期末残高)	2,249
契約負債(期首残高)	59,791
契約負債(期末残高)	32,192

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスについて未請求の工事請負契約に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該移転した財又はサービスに関する対価は、顧客との契約別の支払条件により請求し、受領しております。

契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、59,791千円であります。また、当事業年度の契約資産及び契約負債の主な増減は工事の進捗、対価の回収等によるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2024年5月31日時点で28,536千円であり、期末日後1年 以内に収益として認識されると見込んでおります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関係会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高	
	莉斐股份	1000/	1000/	資金の貸付	資金の回収	25,000	短期貸付金	_
	有限公司	100%	貝並の貝別	利息の受取	114	未収収益	_	
子会社	River Sky	1000/	74 A = 42 / I	資金の貸付	_	短期貸付金	45,820	
	Homes Co.,Ltd.	100%	資金の貸付	利息の受取	898	受取利息	_	
	㈱WAKABA	100%	株式の取得			関係会社株式	70,000	
法人主要 株主の 子会社	㈱シーラ	3.04%	株式の取得	1		投資有価証券	301,045	

取引条件及び取引条件等の決定方針等

- (注)・資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - ・取得価額については、双方協議の上、合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
個人株主	河合純二	直接2.1%	当社前代表 取締役	不動産管理	894		_
				仲介手数料	325	_	_
				営繕売上他	2,440		_
				支払家賃	6,320		_

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ・不動産の譲渡価額は、不動産鑑定士による鑑定評価及び近隣の取引事例を参考に決定しております。
 - ・仲介手数料については、宅建業法第46条に基づく価格を参考に決定しております。
 - ・営繕売上については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
 - ・支払家賃については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
 - 2. 河合純二氏は、2024年1月12日に当社の主要株主の異動に伴い、当社の関連当事者ではなくなっております。そのため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を記載しております。なお、議決権所有割合は直前の所有割合を記載しております。

- 12. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

1,062円61銭 20円10銭

13. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2024年6月3日開催の取締役会において、会社法第 178条 の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- 1. 消却する株式の種類 当社普通株式
- 2. 消却する株式の数 200,000株

(消却前の発行済株式総数に対する割合 1.85%)

- 3. 消却日 2024年6月28日
- 4. 消却後の発行済株式総数 10.589.800株
- 5. 消却後の自己株式数 0株
- (注) 2024年5月31日現在の発行済株式総数及び自己株式数を基準に算出しております。
- 14. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年7月29日

株式会社クミカ 取締役会御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 岩 﨑 公認会計士 剛 業務執行社員 指定有限責任社員 音

公認会計十 大 兼 宏 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クミカの2023年6月1日から2024年5月31日ま での第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその 附属明細書(以下「計算書類等 | という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計 算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査音見の根拠

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が ないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明すること にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決 定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示すること にある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載 内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容 と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのよう な重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する ことが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表 示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要 がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月30日

株式会社クミカ 監査等委員会 監査等委員 戸 \mathbf{H} 阜 (印) (社外取締役) 監査等委員 大久保 (印) 博 雄 (社外取締役) 監査等委員 (FI) \mathbf{H} 亮 (社外取締役)

以上